

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を！
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 4 2 1

2022年(令和4年)3月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

2022(令和4)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書

2021(令和3)年11月17日

大阪市長 松井 一郎 様

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年に渡り続けられてきました、同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

先般、この法律の第6条に規定する部落差別の実態調査が実施され、昨年6月に調査結果が公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋がっていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、議員立法として国会へ提出される予定の「LGBT理解増進法案」、いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載がありますが、「人権擁護法案」や「人権委員会設置法案」が廃案になったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されています。平成29年7月に人権差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回報告に対しても平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択され、同じ内容の勧告が出されました。

この総括所見に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方法務局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵害事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを出し、法律でもない訓令の「人権侵害事件調査処理規定」を持ち出しているの苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し保護し、及び監視するための国内機構を設置する」との条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告が平成28年6月に提出されていますが、国連から令和元年10月にこの報告に対し34項目の質問が出され、その中でパリ原則に従った独立した人権監視の仕組みを設立するためにとられた措置についての情報提供が求められていますので、総括所見でも同じような勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、「人権委員会」の設置を中心とする法案の一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますよう、大阪市におかれましてもご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのためにも、これら残存する格差はもとよりその要因を解消するべく新たな施策の拡充を要望いたします。

自由同和会大阪府本部といったしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、市民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、市民の皆様が理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪市におかれましても、あらゆる人権問題の解決は重要施策であり、特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 松井一郎市長の同和問題早期解決に向けた決意を明らかにされたい。

2 基本要件

基本要件

- (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
- (2) 「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
- (3) 令和2年度に発生し、大阪市及び大阪府教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。
- (4) 「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。
- (5) 部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条調査結果が昨年6月法務省により公表されたが、4項目の実態調査での国民意識調査でも「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいか」との設問に、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことは考慮しなければならない。次の3点について明らかにされたい。
①同和問題解決のため、大阪市及び大阪府教育委員会が行っている啓発事業や学校教育の実施状況を明らかにされたい。また、充実に努められたい。
②職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
③令和2年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。
- (6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」を悪用したエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。
- (7) 同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。
- (8) 同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。
- (9) 待機児童問題や保育士不足そして保育の質の低下などが懸念されるが、大阪市としてのお考えを明らかにされたい。
- (10) 安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
- (11) 新型コロナウイルス感染症拡大における影響の長期化が予想されるなか、事業者への経済的支援が引き続き必要であると考えられるが、具体的に施策・事業が遂行されるため組織・体制をどのように考慮されているか明らかにされたい
- (12) 新型コロナウイルス感染症に感染された人や医療従事者等に対する差別や偏見で誹謗中傷や排除が見受けられることから、啓発活動を強力に推進されたい。また、行動制限の緩和から、「ワクチン接種証明」が検討されているが、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別されないよう配慮されるとともに、啓発活動を推進されたい。
- (13) 市民意識の変化、動向を把握することにより、人権尊重の社会づくりに向けた大阪市の今後の人権教育・啓発施策の効果的な取り組みのための基礎資料を得るため、5年ぶりに「人権問題に関する市民意識調査」を実施されたが、市民の意識の変化をどのようにデータ化し、施策に反映していくのか明らかにされたい。
- (14) 高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも 世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。また、高齢者の増加に伴い介護を必要とされる高齢者も増えており、例えば「老老介護」や「家族介護」のために介護離職などにより、経済的困窮や介護疲れからネグレクトや悲惨な事件になることもある。介護者への支援体制の取り組みをどのようになされているのか。また、施設入所を希望しても特別養護老人ホームの数は足りておらず、経済的な理由により有料の老人ホームには入所できないのが現状である。公的年金で入所可能な介護施設の充実にしても対処されたい。
- (15) 旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくならまづくりの活性化に取り組んでいただきたい。
- (16) 校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。
- (17) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、働くひとり親家庭からの新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況等はどのようになっているのか。また、働くひとり親家庭への支援制度の進捗状況を報告されたい。
また、「ヤングケアラー」の問題ですが、早期発見・支援が重要だと思われるが、相談体制は構築されているのか、また子ども達への学習の中にも介護などを学べる機会を作っていただきたい。

- (18) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛中での家庭内でのDVや児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。また、児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りていないのが現状と言われているが、どのように取り組まれるか明らかにされたい。
また、令和2年度に発生した幼児及び児童虐待の件数と年々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。
- (19) SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。
匿名であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事を市民や教育現場でも周知されるよう対策を講じられたい。
- (20) ILO111号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止するILO第190号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。
- (21) 「いじめ防止対策推進法」が平成25年施行され8年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等により一層力を入れ、学校への徹底した指導をされたい。
- (22) 日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金の「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し無利子枠を増やすとともに「給付型奨学金」の拡充を要望していく。
大阪市におかれましても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。
- (23) 学校における性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(教職員向け)が通知されていますが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけられたい。
- (24) 学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考え。道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。
- (25) 地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取り組まれると認識しているが、関係局との連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。

※要望書への大阪市の回答は次号(422号)に掲載予定です。

420号から 2022(令和4)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書 大阪府回答(抜粋)

2-(18) SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。匿名の投稿であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事を府民や教育の場でも周知されるよう対策を講じられたい。

府民文化部長人権擁護課 教育庁教育振興室高等学校課 市町村振興室小中学校課 スマートフォンの普及により、SNSを利用して人権に関わる問題が多数発生しており、そのようなインターネット上の人権侵害に対処するためには、利用者に対して被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルやネットリテラシーについて粘り強く啓発することが重要と考えています。

そのため、大阪府では、昨年度、大阪大学と効果的な啓発方法について共同研究を行い、その成果を踏まえ、リーフレット「SNSを凶器にするな。」を作成し、コンビニに配布するなど、広く啓発に活用しているところです。

今年度は、より効果的な啓発方法を検討するため、共同研究を関西の6大学に広げ、その研究成果をもとに、啓発動画を作成することとしています。

そのほか、実際に被害に遭われた方を招いた講演会の開催や、駅でのデジタルサイネージやSNSなどの媒体を活用した啓発に取組んでおり、さらに、2月にはスポーツイベントにおいて正しくSNSを利用して頂けるよう府民に周知することとしています。

今後とも、あらゆる機会を通じて、さらなる啓発に取組んでまいります。府立学校においては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する等、情報リテラシーの育成について示しています。

また、平成27(2015)年3月に「人権教育リーフレット ネット・スマホの問題と子どもの人権」を作成し、府内小・中・高等・支援学校に配布しました。この中では、人権尊重の観点からの子どもたちへのメディアリテラシーの育成の必要性について周知しています。

裏面へ続く

公立小・中学校については、児童・生徒が携帯電話・インターネット上のトラブルに巻き込まれる事案の増加に伴い、平成21(2009)年3月作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や平成24(2012)年12月作成の「いじめ対応マニュアル」により、携帯・ネットに係るいじめへの対応等について示し、市町村教育委員会を通じて小・中学校に指導してきております。

また、大阪府警察本部や近畿総合通信局、携帯キャリア等の協力のもと「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を構築し、SNSトラブル等の未然防止のための出前授業やトラブルが起きた際の指導方法及びインターネットに関する最新の情報を市町村教育委員会と共有しています。本ネットワークでは、インターネット上で子どもたちが関わる誹謗・中傷が生じし相談があった際には、内容に応じて、削除依頼の方法やインターネット上のトラブルに関する相談窓口の情報提供等も行っていきます。

さらに、本ネットワークに参画する企業・団体から協力いただき作成している「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」では、児童・生徒にとって効果的な学習の手法について示し、平成24(2012)年度以降、毎年、指導案や資料の追加等の見直しを行っているところです。

加えて、スマートフォンの普及に伴い、無料通話アプリやSNS等を通じて、児童・生徒が違法行為や犯罪行為の加害者・被害者になるなどの事案が発生していることを踏まえ、ネット利用の危険性とその対処方法を直接児童・生徒や保護者に周知する必要性から、平成27(2015)年8月に「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」を、令和元(2019)年11月には「みなさんを守るために SNSの危険性について知ろう」を作成して、教育庁のホームページで掲載し、府民に広く周知を図るとともに、市町村教育委員会を通じて小・中学校にも情報提供しています。

また、平成31(2019)年3月に策定した「学校における携帯電話等の取扱いについてのガイドライン」においても、児童生徒の携帯電話等の使用に伴う危険性や、トラブル等の対処方法等について、学校における児童・生徒への教育とともに、家庭への啓発について示しております。

引き続き、児童・生徒が正しい理解を深めるとともに、保護者への啓発に努めてまいります。

2-(19)

新型コロナウイルス感染症拡大における影響の長期化が予想されるなか、事業者への経済的支援が引き続き必要であると考えられるが、具体的に施策・事業が遂行されるため大阪府としてどのように事業者への経済的支援を行っていくのか明らかにされたい。

商工労働部中小企業支援室 協力金推進室

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者は厳しい経営環境が続いていることから、その事業継続・経営改善に向け、各種支援施策に取り組むことが重要と認識しております。

事業者への支援としては、これまで、令和3(2021)年1月14日にかけて、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置等に伴い実施した飲食店等に対する時短等の協力要請により経営に深刻な影響を受けた事業者に対し、「大阪府営業時間短縮等協力金」を、令和3(2021)年4月25日から同年9月30日の措置期間に営業時間短縮等に協力をいただいた大規模施設及び当該施設のテナント事業者等に対し、「大阪府大規模施設等協力金」を支給しています。

また、令和3(2021)年11月より、飲食店の休業・時短営業や外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少しているにもかかわらず、協力金・支援金の対象となっていなかった事業者等を対象に、「中小法人・個人事業者等に対する一時支援金」の支給をしています。

資金繰り支援につきましては、「新型コロナウイルス感染症件走支援型資金」をはじめとする、コロナ関連融資など、制度融資に十分な融資枠を確保しているほか、資金繰りに苦慮されている事業者への対応としては、関係金融機関・大阪信用保証協会に対し、「事業者からの融資相談に対し、事業者の実情に応じた最大限柔軟な対応を講じるよう」要請しているところです。今後も、金融機関、保証協会と連携し、中小企業者の資金繰り支援に努めてまいります。

また、協力金・支援金・融資以外にも、商工会・商工会議所や大阪産業界などの支援機関を通じて、経済的支援に関する事業者からの様々な相談に対応しているところです。

コロナ禍の出口がようやく見え出し、国も経済の回復に舵を切りつつある中、事業者の事業の再構築や生産性の向上に向けた取組みも重要と認識しております。府としても、国・市町村・支援機関等と連携し、限られた財源の中ではありますが、引き続き、様々な手段を講じて支援に努めてまいります。

2-(20)

新型コロナウイルス感染症に感染された人や医療従事者等に対する差別や偏見で誹謗中傷や排除が見受けられることから、啓発活動を強力に推進されたい。

また、行動制限の緩和から、「ワクチン接種証明」が検討されているが、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別されないよう配慮されるとともに、啓発活動を推進されたい。

健康医療部保健医療室感染症対策企画課 危機管理室災害対策課 政策企画部企画室政策課
新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対して、偏見や差別は決してあってはならないと認識しています。「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の差別防止に関する規定を踏まえ、今後とも、ホームページやSNSなど様々な媒体を通して、広く府民に情報を発信することにより、同感染症に関する正しい知識の普及啓発を進めていきます。

ワクチン検査パッケージ制度は、感染症対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食店やイベント等の行動制限の緩和を可能とするものです。

国の要綱では、本制度の対象となる飲食店やイベント等の事業者は、利用者に対し、ワクチン接種歴又はPCR等の陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めることとされております。

こうしたワクチン接種歴や検査の確認内容・方法などを含め、本制度について、大阪府ホームページへの掲載に加え、ゴールドステッカー認証店舗やイベント主催者などに対し周知するなど、幅広く啓発活動を行ってまいります。

課題別要 求

3-(1) 福祉

⑤ 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、働くひとり親家庭からの新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどの相談状況等はどのようにになっているのか。また、働くひとり親家庭への支援制度の進捗状況を報告されたい。

また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、相談体制は構築されているのか、また、子ども達への学習の中にも介護などを学べる機会を作っていただきたい。

商工労働部雇用推進室労働環境課 福祉部子ども室子育て支援課 教育庁教育振興室高等学校課

大阪府労働相談センターで行っている労働相談のうち、解雇・退職勧奨についての相談件数を合わせると、令和2(2020)年度は661件です。また、そのうち新型コロナウイルス感染症に関する解雇・退職勧奨についての相談件数は、令和2(2020)年4月から令和3(2021)年3月の期間で80件であり、このうち派遣社員からの相談は5件です。また、参考データではありますが令和3(2021)年4月から10月の新型コロナウイルス感染症に関する解雇・退職勧奨についての相談件数は11件です。

解雇は、労働契約法第16条において、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とする」と定められています。

労働相談では、解雇および退職勧奨を受けた時の対応策やその法的根拠について助言を行うとともに、調整・あっせん制度による労使間の紛争の解決を支援しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主や個人に対する支援策・助成金制度等について、各省庁の担当窓口を紹介する等の周知に努めております。

働くひとり親家庭への支援制度については、令和2(2020)年6月に開設した府立母子・父子福祉センターで実施している、就業相談や就業支援講習会、求人情報の提供を一貫して行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」のほか、看護師等の資格取得にあたり、修業期間中の生活費の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金制度などがあります。また、令和3(2021)年度より、大阪府の補助事業として、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方に対し、家賃の支払いを支援する「ひとり親家庭住宅支援資金」の貸付を開始しました。

制度の周知・啓発については、母子・父子福祉センターや福祉事務所において、要支援者の状況に応じ必要となる制度の案内を行っており、大阪府としてもその際に活用いただける各種支援制度をまとめたリーフレットを作成しているほか、ホームページにも掲載することで広く周知に取り組んでいるところです。

府立高校については、ヤングケアラーの実態を早期に把握するとともに、支援につなぐことができるよう、アンケート調査を実施したところでは、ヤングケアラーに対しては、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、関係部局との連携が必要不可欠であると認識しています。調査結果をふまえ、今後、関係部局と密接に連携しながら、相談体制の構築等、充実した支援ができるよう努めてまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛中での家庭内での児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。また、悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「子ども家庭センター」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りていないのが現状と書かれているが、どのように取り組まれるか明らかにされたい。

福祉部子ども室家庭支援課 福祉総務課

大阪府の子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、平成25(2013)年度6,509件から、令和2(2020)年度16,055件と約2.5倍に増加している状況ですが、今年度上半期の相談対応件数は、前年同時期と同程度で推移しています。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、児童福祉司の大幅な増員を行うとともに、警察官OBを配置するなど体制の強化を図ってきたところです。

また、平成28(2016)年度から、介入を中心とする相談対応課と、支援を中心とする育成支援課を設置しています。一方、一時保護については、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握するために行いますが、一時保護の要否については、客観的で合理的な判断が求められます。

このため、子ども家庭センターにおいては、児童虐待に関する相談や通告を受けた場合、市町村など関係機関への情報収集を進めるとともに所長・次長をはじめ経験豊富な職員を含む複数職員による「緊急受理会議」を行い、一時保護の要否について組織的に判断しています。

また、保護者が「しつけ」と主張した場合においても、子どもの福祉の視点で対応方針を判断するとともに、立入調査や警察への援助要請など、必要な手段を講じながら速やかに一時保護を実施しています。

加えて、子ども家庭センターが継続指導を実施している親子が他府県へ転居した場合については、必要に応じて転居先を管轄する児童相談所に向向き、対面で引継ぎを行うとともに、他府県から府内に転居してきた場合は、転居元からしっかりと情報を受け取るなど、虐待の再発防止や援助の継続性の確保を図っています。

令和元年(2019)8月に策定した児童福祉司の増員計画については、国の配置標準を踏まえ、高い専門性の確保・維持の観点から、毎年20名程度増員していくこととしています。

また、職員向けの研修としては、大阪府の福祉専門職全体の系統的な研修や、国の義務研修である「児童福祉司任用後研修」の受講に加え、児童福祉司に基本的な知識・技術を獲得するための座学やロールプレイ研修を実施しています。

さらに、日々のOJTを通じ、子ども・家族のアセスメント、方針の決定、保護者への対応等における判断や援助技術を獲得できるよう、実際の事例と一緒に進める中で、ベテラン職員が実例を示し、育成に努めるとともに、ベテラン職員に対してはスーパーバイザー研修など育成者の研修にも努めています。

今後とも、府内における適切な児童虐待対応体制の整備に努めてまいります。

3-(2) 雇用・産業

② 障がい者の雇用に関しては、精神障がい者も平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎の対象になり、本年 3月1日から法定雇用率が引き上げられたが、令和2年6月時点での集計で民間企業が法定雇用率を達成した割合は、48.6％と半数にも達していないことから、違反する企業をなくし障がい者雇用が一層促進されるよう指導を徹底されたい。また、障がい者の雇用の拡大を図る「就労バスポート」を促進されたい。

商工労働部雇用推進室就業促進課 福祉部障がい福祉室自立支援課

民間事業主に対する法定雇用率の達成指導につきましては、国(大阪労働局・ハローワーク)の所管になりますが、大阪府といたしましても、障がい者雇用促進センターを設置し、ハートフル条約に基づき、契約締結の相手方等府と関係がある法定雇用率未達成の事業主等に対し、雇用率達成に向けた計画の策定や取組みの誘導・支援を行うところ です。

また、障がい者雇用に取り組もうとする事業主等に対し、課題に応じた助言、障がい特性等の理解や適切な雇用管理を促進するためのセミナー、職場実習のコーディネートなど幅広い支援に取り組んでいるところです。

なお、大阪労働局発表の令和3(2021)年6月1日現在の大阪の民間事業主における雇用障がい者数は54,597.5人と前年比4.8%の増加、実雇用率は2.21％と全国平均(2.20%)を上回り、いずれも過去最高を更新しました。障がい者雇用は引き続き進展しているものと認識しておりますが、一方で、法定雇用率達成割合は43.0％と前年より0.8ポイント低下していること等から、今後とも大阪労働局等と連携しながら、障がい者雇用の促進に取り組んでまいります。

「就労バスポート」につきましては、障がいのある方が就職や職場定着に向けて、働くうちの自分の特徴や希望する配慮などを支援機関と一緒に整理し、事業主などにわかりやすく伝えるためのツールとして、国が作成し普及を図っているところです。大阪府といたしましても、セミナーでの紹介など機会あるごとにその周知を図ってまいります。

なお、大阪府独自の取組みといたしましては、精神障がい者の職場定着支援を行えるように、企業と就労支援機関、医療機関と連携して、本人の障がい特性や状態態、企業や支援機関の役割等の情報を可視化し、共有することのできる「精神障がい者の就労サポートカード」や、発達障がいのある方本人と支援者が、訓練や実習、職場で働いた経験を振り返りながら、働くうえでの強みや事業主に伝えるべき配慮事項などを整理するために使用する「発達障がい就労サポートカード」を作成し、普及に取り組むとともに、事業主が、採用した精神障がい者の雇用管理を円滑に進めていただくためのツールとして「雇用管理のための対話シート」、「合理的配慮のための対話シート」を作成し、その普及を図っているところです。

④ コロナ禍において、中小零細企業の業績が上がらない状況が続いている。中小零細企業に対し具体的な金融支援策を明らかにされたい。

商工労働部中小企業支援室金融課

大阪府の制度融資については、金融セーフティネットをしっかりと確保するとともに、金融と経営支援の一体的な取り組みの推進により、中小企業の頑張りを応援するような制度となるよう、充実 に努めているところです。

セーフティネットの確保については、別枠保証を活用したセーフティネット資金である、「経営安定サポート資金」について、十分な融資枠を確保し、売上の減少等により経営の安定に支障を来たしている中小企業の資金繰り支援に万全を期しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による急激な経済環境の悪化を踏まえ、大阪府では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するため、令和2(2020)年2月17日に、一般保証制度を活用した「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」を創設しました。

その後も、セーフティネット保証4号や危機関連保証の発動など国保証制度の拡充にあわせ、府制度についても随時拡充を行い、同年5月1日からは、国経済対策を活用し、最大で金利(当初3年)・保証料ともゼロとなる「新型コロナウイルス感染症対応資金」(実質無利子融資)の取扱いを開始し、中小企業の資金繰り支援に努めてまいりました。(実質無利子融資は令和3(2021)年3月末で制度終了)

また、現在においても長引くコロナ禍の影響を踏まえ、既設のコロナ関連融資を継続するとともに、令和3(2021)年4月には、新たに、低利・低保証料率の新型コロナウイルス感染症件走支援型資金」を創設し、引き続き、中小企業に対する資金繰り支援を継続しており、令和3(2021)年11月末時点で、コロナ関連融資全体で通算約14万6千件、金額にして約3兆3000億円と非常に多くの中小企業に利用いただいています。

今後とも、中小企業の資金需要等の動向について慎重に見守るとともに、国の経済対策等の動きにも注意を払い、的確に対応してまいります。

3-(4) 女性

③ 新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛中での家庭内でのDVが増加傾向にあると聞き及んでいるが、実数としては、減少傾向となっているが、実際は声をあげれないという現状を把握されているのでしょうか。DVの被害者・加害者の現状及び対策について明らかにされたい。

府民文化部男女参画・府民協働課 福祉部子ども室家庭支援課

配偶者等からの暴力(DV)など女性に対する暴力は、人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

大阪府では、大阪府男女共同参画推進条例、おおさか男女共同参画プラン及び大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づき、配偶者等からの暴力を許さない、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

今年度においても、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日)に、太陽の塔、天保山大観覧車、ドーンセンター等の府内施設において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップするとともに、市町村と連携して府内全域で意識啓発の取組みを推進しました。

併せて、デートDVの防止に向け、これまでも教職員向けの研修会、若年層に対するリーフレットやDVDによる啓発を実施してきたところです。今年度においては、「面前DV」をテーマにした研修会を開催するとともに、デートDV防止啓発ステッカーを新たに作成する予定です。

また、「教職員向けDV被害者対応マニュアル」について、平成29(2017)年の改訂時にデートDVに関する教育現場の対応方法や関係機関との連携などの説明を追加し、概要版と併せ、府内小・中・高校等での周知・活用が図られるよう、関係会議等を通じ依頼しています。

DVの加害対応に関しては、国の「女性に対する暴力に関する専門調査会」に関する動向等を注視しつつ、大阪府では、女性相談に加え、男性相談員による男性のための電話相談を実施するとともに、市町村における男性からの相談に適切に対応できるよう、DV対応等を含む男性相談マニュアル及び男性相談員育成プログラムの周知・活用を実施しています。

今後とも、市町村や関係団体等と連携し、府内全域で配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成等に取り組んでまいります。

女性相談センターなど大阪府内7箇所の機関をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに位置づけ、被害者からの相談等に対応しているところであり、令和2(2020)年度の相談件数は、4,651件となっています。

また、令和2(2020)年度から内閣府が「DV相談+（プラス）」のSNS相談やメール相談を行っており、相談窓口の紹介や緊急時の女性相談センターへの連絡など女性が相談しやすいよう相談窓口の強化が図られています。

今後とも引き続き、市町村・警察等の関係機関と連携し、被害者の保護・支援に努めてまいります。

3-(6) 教育

⑥ 「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年施行され 8 年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等により一層力を入れ、学校や市町村教委への徹底した指導をされたい。

教育庁市町村教育室小中学校課 教育振興室高等学校課

いじめは、犯罪にもつながらる行為であり、子どもの将来にわたって内面を傷つける重大な人権侵害であります。それゆえ、各学校においては、的確な実態把握のもと、家庭との連携はもとより、状況に応じて地域や関係機関とも連携し、その解決に向けて取り組む必要があると認識しております。

市町村教育委員会に対しては、これまで、いじめ防止対策推進法に基づく国「いじめ防止基本方針」が平成29(2017)年に改訂され、さらに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が示されたことを受け、「学校いじめ防止基本方針」の見直しについて指示するとともに、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を通じて、また、学校や教職員に対しては各種指導資料を通じて、いじめをはじめ生徒指導上の諸課題や人権教育の推進について取組みの要点を示しているところです。

令和元(2019)年度において、第三者委員会の報告が大きく報道されるなど、府内でいじめ重大事態が複数発生しました。そのため、法の規定を踏まえた学校での基本方針の策定、体制の整備、重大事態への対処等、各校のいじめ対策についてさらなる見直しを進めるため、「教員用「学校生活」の「いじめ対応セルフチェックシート」を作成し、府内市町村教育委員会に通知として発出するとともに、府内の全学校の校長を対象に「生徒指導緊急校長研修」を実施しました。今年度も、各学校、市町村教育委員会に対しては、「セルフチェックシート」の活用等を通じて、各学校におけるいじめ対応が迅速かつ適切に行われるよう指導しております。

今後とも、学校や市町村教育委員会において法に基づく適切ないじめ対応が徹底されるよう、連絡会研修等様々な機会を通して指導してまいりたいと考えております。

また、重大ないじめ事案への対応をはじめ、心理的な視点から対応が必要な児童生徒については、スクールカウンセラーを、政令市を除く府内全公立中学校に配置し、校区小学校への派遣も可能とするとともに、令和3(2021)年度においては、小学校へのスクールカウンセラーの活動時間を拡充したところです。また福祉的な視点で対応が必要な児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内全中学校区に配置できるよう市町村に対して支援を行っております。児童生徒の命に関わるような、重篤かつ緊急性の高い事案に対しては、スクールカウンセラースーパーバイザーはもちろんスクールソーシャルワーカースーパーバイザー、スクールロイヤー等の専門家から成る「緊急支援チーム(子ども支援)」を各市町村・学校に派遣し、児童生徒への支援を行うなど、迅速かつ適切な対応を図っております。今後とも、児童生徒や保護者の思いを的確に受け止め、これらの施策を効果的に推進してまいります。

大阪府においては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、大阪府教育庁や学校法人等の学校設置者及び学校における取り組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、「大阪府いじめ防止基本方針」を策定しました。また、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るための「大阪府いじめ問題対策関係者機関会議」、府立学校におけるいじめの防止のための対策を実効的に行うため「大阪府立学校いじめ防止対策審議会」を設置し、いじめ問題の克服に向けて取り組んでおります。

府立学校については、「府立学校に対する指示事項」において、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ことを十分認識し、各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を設置して取り組みの実効性を高めるよう指示しています。

また、生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」や「いじめに関するアンケート調査」を実施し、教育相談の窓口を周知するとともに、いじめ等について実態の把握に努めるとともに、府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、さまざまな課題を抱えている生徒の心のケアに努めていることに加えて、生徒の困難な状況の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあることから、今年度は高等支援学校5校を含む38校にスクールソーシャルワーカーを配置しています。

さらに、平成26(2014)年度から全ての府立高校で高校生活支援カードを活用しています。このカードにより、これまでの学校生活において生徒や保護者が不安や困難を感じている等について把握し、生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるように努めてまいります。